

令和 6 年 6 月 9 日現在

機関番号：32643

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2021～2023

課題番号：21K01152

研究課題名（和文）日仏比較研究：科学技術に関する専門知の規範形成過程における公法学的位置づけ

研究課題名（英文）Comparative study between Japan and France: A public law study on how scientific and technological expertise is positioned in the norm formation process

研究代表者

小川 有希子 (Ogawa, Yukiko)

帝京大学・法学部・助教

研究者番号：80846288

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 600,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、科学技術に関する専門知の規範形成過程における位置づけを明らかにし、規範形成過程を既存の公法体系に再定位することで、かかる領域におけるよりよい統治の可能性を明らかにした。<提案 評価 決定 再評価>の円環構造のなかに、「専門知」を位置づけるための制度分析を通して、専門知を集約するための経路を整理し、議院内閣制における政府決定に対する民主的コントロールのあり方について調査・研究をおこなった。これにより、政府提出法律案に対する多層的なコントロールを制度化し、規範形成過程における市民社会組織の役割を再評価することで、本研究の目的を一定程度達成することができるとの結論に達した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、その民主的正統性について、これまで十分な総合的検討がされないまま多用されている行政立法について、専門家の関与と市民社会の動員という、その性質において必ずしも親和的とはいえない二つの動きを規範形成過程に体系的に位置づけようと企図した点において学術的意義がある。今日、インターネットの普及に伴う情報社会の進展は、専門家と市民の距離をとくに縮め、両者のミスコミュニケーションや市民の専門家に対する不信を生じさせている。本研究は、専門家と市民の両者を規範形成過程に適切に位置づけ、その作用を通してより民主的な立法を目指すものであり、この点において社会的意義がある。

研究成果の概要（英文）：This study clarified the position of expert knowledge on science and technology in the normative formation process, and clarified the possibility of better governance in this area by re-locating the normative formation process in the existing public law system. Through institutional analysis to position "expertise" in the circular structure of <proposal evaluation decision re-evaluation>, I have organized the pathways for aggregating expertise, and conducted research and surveys on the nature of democratic control over government decisions in a parliamentary cabinet system. We concluded that the objectives of this study can be achieved to some extent by institutionalizing multi-layered control over government legislation and reassessing the role of civil society organizations in the process of norm formation.

研究分野：憲法

キーワード：専門知 市民社会 立法過程 規範形成過程 政府提出法律案 民主的統制 国会によるコントロール 科学技術と法

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

2020年に世界中を混乱に巻き込んだ Covid-19 は、日本におけるデジタル技術の社会実装を飛躍的に加速した。加速度的に進む技術進化は、これまで「後追い」といわれてきた法領域に、「先手」を打つ必要性を生じさせており、技術の進歩に対応した規範形成は、もはや、医科学領域にとどまらず、社会全体における重大な関心事となっている。さらに、Covid-19 をめぐる政策や対策の意思決定に際しては、専門家会議ないし有識者会議の法的位置づけが不明瞭と見受けられる場面があった。とりわけ、専門家会議と政府の見解が一致しない場合には、国民の側では何を信じてよいのか判断できず、ますます不安が煽られたり、政府に対する不信が高まる、といった事態を生じた。

加速度的に進む技術進化は、また、各領域を複合的につなぎ、複雑化・多様化する課題に対応するための迅速な規範形成の必要性をも生じさせている。従来、科学技術に関する規範形成については、当該領域の専門家に広い裁量的判断の余地が認められ、その自律性・専門性・独立性によって、その裁量が正当化されてきた。すなわち、専門家主導の規範形成の正当化根拠は、専門家と市民との間の一定の距離と専門家に対する信頼に求められていた。ところが、インターネットの普及に伴う情報社会の進展は、かつては交わることのなかった両者の距離をときに縮め、コミュニケーションの問題を生じさせたり、専門家に対する不信を招いたりしている。

2. 研究の目的

本研究の目的は、科学技術に関する専門知の規範形成過程における位置づけを明らかにし、もって、科学技術に関する規範形成およびその実践の場面におけるよりよい統治（ガバナンス）の可能性を提示することにあった。上記のような学術的背景のもとで、今日的課題に直面したとき、かかる問いは、公法学にとって明かすべき重大な問いとして提起される。行政主導の規範形成過程を、とりわけ民主主義との緊張関係に着目しながら整理・分析するなかで、フランスでは、市民社会の構成員を含む多様なアクターが立法過程に関与することで民主的正統性を確保しようとしているのに対して、日本では、民主的正統性の源泉たる国民から一定の距離のある場において形成された規範に、国民が法的に拘束され、あるいは事実上の拘束を受けることの正当化根拠を、専門家ないし専門家集団の、自律性・専門性・独立性に求めてきたように思われる。しかし、国家統治の根本原理として国民主権を採用し、議会制民主主義とよばれる国会中心の政治のあり方を構想した日本国憲法のもとで、なぜ、自律性・専門性・独立性が、民主性に代わるものとして、政策決定を正当化するのか、公法学は、これに未だ真正面から応答していない。本研究では、科学技術に関する規範形成過程を、制定主体ごとの縦割り構造ではなく、＜提案→評価→決定→再評価＞の円環構造をなすものとして再構成しながら、専門知の規範形成過程における位置づけを明らかにする。

3. 研究の方法

本研究は、＜提案 評価 決定 再評価＞の円環構造のなかに、「専門知」を位置づけることができるのではないかと、かかる円環構造を制度化することにより、科学技術に関する規範形成過程におけるよりよい統治を実現できるのではないかと、との仮説に基づくものである。したがって、この仮説を検証し、得られた成果を日本の公法体系ないし法秩序にとって受容可能なかたちで提示することが求められる。

(1) 専門知集約の経路に関する日仏比較 (2021 年度): 小林直樹は、『立法学研究 理論と動態』(三省堂、1984 年)において、民主的な立法のためには、立法過程にできるだけ多くの「民意」と「理性」が投入される必要がある旨を指摘し、「理性の投入」のルートとして、「学識経験者による審議会」を挙げた。行政法学の体系上、「審議会等」(国家行政組織法 8 条)は、国の行政機関として、行政組織法論に位置づけられている。他方、憲法学においては、審議会等についての体系的な研究は乏しい。さらに、学識経験者等、専門家の意見を徴する機会としては、国会の委員会における公聴会も存在する。そこで、初年度は、日仏比較法の手法を用い、公法学の観点から、専門知を集約するための経路を体系的に整理することを旨とする。その際には、制度化された経路とそうでない経路を明確に区別する。

(2) 専門知と政策決定の関係に関する日仏比較 (2022 年度): Covid-19 をめぐる政府対応は、専門知に基づかない政策決定がなされた場合における当該決定の正当化の問題を提起した。専門委員会において、利害関係の調整を含む一連の規範形成がなされている実態の正当化根拠は、専門家ないし専門家集団の自律性・専門性・独立性に求められてきた。しかし、かかる正当化のロジックは、専門家委員会の提言と矛盾する政策を政府が選択する場合にまで妥当するといえるだろうか? 政府と国会の関係に関する憲法理論(議院内閣制の下における議会によるコントロールと政府の説明責任)を前提に、かかるロジックを精査する必要がある。緊急事態における政策決定の場合も含めて日仏比較を行う。状況が許せば現地調査も行う。

(3) 得られた成果と既存の公法体系との接合 (2023 年度): 本研究の最終年度では、2022 年度までに得られた成果を、日本の公法体系ないし法秩序と接合させる。

上記 ～ の各研究を円滑に進めるために、定期的な研究会を開催するとともに、各年度の研究成果は、学会や研究会等で報告し、学会誌や大学紀要に投稿する。 _

4. 研究成果

(1) 専門知集約の経路に関する日仏比較研究

日本では、専門的知見を集約するための経路が行政の審議会に集中しているところ、フランスにおいては、行政のみならず、議会内部や、議会・行政とは独立した機関（経済・社会・環境諮問会議）など、複数の機関において専門家に諮問するための制度が設けられている。さらに、国民からの諮問が一部認められている点にも大きな特徴がある。そこで、このようなフランスの制度を参照しながら、フランスにおける科学技術に関する専門知の規範形成過程における位置づけを整理し、Covid-19 をめぐる政策決定を具体的な事例として取り上げ、専門的知見の政策決定への反映と民主的意思決定との緊張関係を、フランスがいかに克服しているかについて検討した（「専門知の法的位置づけ：フランスの政治的意思決定過程を中心に」法律時報 1170 号（2021）36-41 頁）。

(2) 専門知と政策決定の関係に関する日仏比較

科学専門家と政治的意思決定の関係について、専門家関与のあり方の類型、日本の専門家組織の変遷、専門家と統治・行政過程との関係、専門家委員会の事後的検証、議会への情報提供、民主的コントロールの6つのテーマについて調査・研究した（報告「緊急下ないし不確実性下における政策形成」、《L'expertise scientifique au Japon : une pratique d'intégration des experts dans les décisions politiques》, Guillaume Rousset et al, Concilier santé et droits fondamentaux en période de pandémie, Bruylant, 2023, pp.107-117.）。上記 および については、2023年2月にフランスでのインタビュー調査も行き、相対的に情報や専門性に乏しい議会への情報提供および議会コントロールについて研究を進めた。政府提出法律案に対する議会によるコントロールのあり方の参考になり得る制度として、フランスの政府提出法律案に対する影響評価制度が挙げられる（「政府提出法律案の影響評価 新たに評価指標の可能性」長谷川憲ほか編著『プロヴァンスからの憲法学』（敬文堂、2023年）116-128頁）。さらに、緊急事態における政策決定については、日本における緊急事態制度の歴史的経緯について研究を進めた（報告「立憲主義と国家緊急権：緊急事態における議会統制」）。

(3) 専門知と市民社会の両者を規範形成過程に適切に組み込むための制度設計のあり方の体系的整理

2年目までの研究を通して、国際的なNGOなどの市民社会組織が政策形成にとって重要な役割を担いつつあることが判明したため、グローバル化の進展に伴い、近時益々専門性や政策提言機能を向上しているNGO等の市民社会組織について、その法的位置づけについて検討した（「NGOと政策形成」横大道聡ほか編著『グローバル化のなかで考える憲法』（弘文堂、2021年）312-329頁、「規範形成過程のグローバル化と立憲主義」憲法問題 35号（2024年））。これらの研究の成果として、政府提出法律案に対する多層的なコントロールを制度化するとともに、規範形成過程における市民社会組織の役割を再評価することで、本研究の目的を一定程度達成することができるとの結論に達した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 小川有希子	4. 巻 1170号
2. 論文標題 専門知の法的位置づけ フランスの政治的意思決定過程を中心に	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 36,41
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小川有希子	4. 巻 35
2. 論文標題 規範形成過程のグローバル化と立憲主義	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 憲法問題	6. 最初と最後の頁 1,5
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 2件）

1. 発表者名 小川有希子
2. 発表標題 フランスの個人情報保護法制：第三者機関による監督と評価
3. 学会等名 日本公共政策学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 小川有希子
2. 発表標題 L'elaboration des politiques en cas d'urgence et d'incertitude societifique
3. 学会等名 SEMINAIRE DE RECHERCHE FRANCO-JAPONAIS : CONCILIER SANTE ET DROITS FONDAMENTAUX EN PERIODE DE PANDEMIE : UNE ANALYSE JURIDIQUE DES EXPERIENCES DE LA FRANCE ET DU JAPON (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 小川有希子
2. 発表標題 Constitutionnalisme et pouvoirs d'urgence de l'Etat : Le controle parlementaire dans les situations d'urgence
3. 学会等名 XIVeme Seminaire Franco-Japonais de Droit Public : L'ETAT DE DROIT FACE A DES SOCIETES BOULEVERSEES (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 小川有希子
2. 発表標題 規範形成過程のグローバル化と立憲主義
3. 学会等名 全国憲法研究会 (招待講演)
4. 発表年 2024年

〔図書〕 計7件

1. 著者名 植野妙実子、長谷川憲、大津浩編著	4. 発行年 2023年
2. 出版社 敬文堂	5. 総ページ数 -
3. 書名 プロヴァンスからの憲法学ー日仏交流の歩みー	

1. 著者名 山元 一、大野 悠介、小川 有希子、橋爪 英輔、堀口 悟郎、田中 美里、佐藤 みのり、小西 葉子、小久保 智淳、吉原 裕樹、塚林 美弥子、鎌塚 有貴、兵田 愛子、本庄 未佳、今枝 昌浩、樋口 惟月、田中 将人	4. 発行年 2023年
2. 出版社 北大路書房	5. 総ページ数 280
3. 書名 トピックから考える日本国憲法	

1. 著者名 日本医事法学会	4. 発行年 2021年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 264
3. 書名 年報医事法学第36号	

1. 著者名 横大道 聡、新井 誠、菅原 真、堀口 悟郎	4. 発行年 2021年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 416
3. 書名 グローバル化のなかで考える憲法	

1. 著者名 斎藤 一久、堀口 悟郎	4. 発行年 2021年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 144
3. 書名 図録 日本国憲法	

1. 著者名 Julien Boudon	4. 発行年 2021年
2. 出版社 Societe de legislation comparee	5. 総ページ数 400
3. 書名 L'irreductible originalite des systemes constitutionnels a la lumiere des experiences francaise et japonaise	

1. 著者名 Guillaume Rousset, Philippe Pedrot, Tetsu Isobe, Haluna Kawashima	4. 発行年 2024年
2. 出版社 Bruylant	5. 総ページ数 392
3. 書名 Concilier sante et droits fondamentaux en periode de pandémie	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関